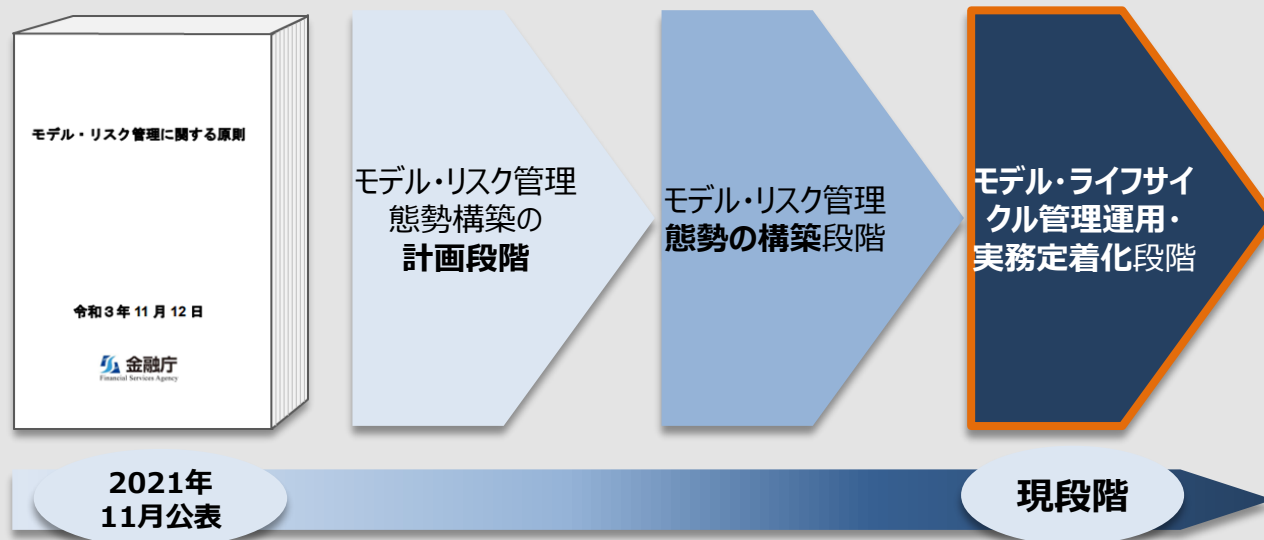


「モデル・リスク管理に関する原則」の公表と、その後の状況

- 金融機関で様々なモデルの活用が進み、モデル・リスク※¹管理の重要性が高まっている状況を踏まえ、金融庁は2021年11月、「モデル・リスク管理に関する原則」（以下「本原則」という。）を公表。
- 金融庁は、本原則の対象金融機関※²におけるモデル・リスク管理態勢の高度化に向けた計画やその進捗についてモニタリング及び対話を実施。
- **本原則公表後3年が経過した2024年においては、各金融機関ともに管理態勢を一定程度構築。**
- **今後は、実務（モデル・ライフサイクル管理）を定着させていくフェーズ。**
- **また、本原則の対象とはされていない金融機関においても、本原則を任意に活用し、モデル・リスク管理の高度化を目指す動きや、本原則を活用することを検討中の金融機関が見られる。**

本原則適用対象金融機関の取組状況

その他金融機関の状況



現状では本原則の適用対象ではない。

しかし、**地域金融機関や保険会社の一部などでモデル・リスク管理の高度化に向けた取組が見られる。**

※¹：「モデル・リスク」とは、モデルの誤り又は不適切な使用に基づく意思決定によって悪影響が生じるリスクをいう。モデル・リスクは、金融機関の健全性の低下、法令の違反、企業価値の毀損等の要因となり得る。

※²：本邦 G-SIBs、本邦 D-SIBs、FSB により選定された G-SIBs（本邦 G-SIBs を除く。）の本邦子会社であって、金融庁によるモデルの承認を受けている金融機関。

本文書の目的と構成

- 金融機関においてはその規模を問わず、経営に大きな影響を与えるモデルを担当者が内容を十分に理解しないまま使用し続け、経営が必要な態勢構築行わない場合、重大なリスクにつながり得る。金融機関はその規模や複雑性に応じて、重要なモデルを認識し、それらモデルの手法・仮定・弱点・限界等の把握、アウトプットの検証等、モデルに係るリスクへの必要な管理を行うことが重要。
- 本原則はルール・ベースではなく原則ベースのアプローチを採用。取組の詳細は金融機関ごとの事情に応じて行うよう委ねているため、モデル・リスク管理の態勢構築や実務に係る手掛かりに乏しいとの声も。
- 対象金融機関のモデル・リスク管理の一層の高度化を後押しするとともに、管理高度化を目指しているその他の金融機関の自主的な取組を広く後押しすることを目的として、本原則公表後の対象金融機関の取組を整理し、本文書を公表。

「モデル・リスク管理に関する原則」

ガバナンス & インフラ	原則1	取締役会等及び上級管理職は、モデル・リスクを包括的に管理するための態勢を構築すべき
	原則2	金融機関は、管理すべきモデルを特定し、モデル・インベントリーに記録した上で、各モデルに対してリスク格付を付与すべき
個別モデルの管理	原則3	金融機関は、適切なモデル開発プロセスを整備すべき。モデル開発においては、モデル記述書を適切に作成し、モデル・テストを実施すべき
	原則4	金融機関は、モデル・ライフサイクルのステージ（モデルの使用開始時、重要な変更の発生時、再検証時等）に応じたモデルの内部承認プロセスを有すべき
	原則5	モデルの使用開始後は、モデルが意図したとおりに機能していることを確認するために、第1線によって継続的にモニタリングされるべき
	原則6	第2線が担う重要なけん制機能として、モデルの独立検証を実施すべき。独立検証には、モデルの正式な使用開始前の検証、重要な変更時の検証及びモデル使用開始後の再検証が含まれる
	原則7	金融機関がベンダー・モデル等や外部リソースを活用する場合、それらのモデル等や外部リソースの活用に対して適切な統制を行うべき
有効性評価	原則8	内部監査部門は、第3線として、モデル・リスク管理態勢の全体的な有効性を評価すべき

本文書の内容

- 主に以下の内容を記載している。
- 「Ⅱ. モデル・リスク管理に係るモニタリング経過・結果（概要）」：原則公表後の金融庁によるモニタリング結果の概要。
 - 「Ⅲ. 本原則に係る対象金融機関の取組状況、実務の傾向」：各原則について、金融庁がモニタリングにより把握した、対象金融機関の具体的な取組状況・実務・事例を記載。加えて、AIモデルへのガバナンス検討状況も記載。
 - 「Ⅳ. モデル・リスク管理の高度化により得られた経営上のメリット」：原則対応から、経営上どのようなメリットが得られたかを記載。